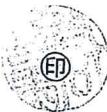


監査報告書
(本部拠点区分)

社会福祉法人 穂積会
理事長 井手 久 殿

平成 29 年 5 月 29 日

監事 谷口 一馬



監事 芦刈 周平



私たち監事は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度の理事の職務の執行について井手久理事長、ほづみ保育園園長井手道子、久保保育園園長井手由紀子立会のもとに監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 27 日(土)9 時より 10 時

2. 場所 ほづみ保育園

3. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上のことにより、当該会計年度に係る事業報告等(事業報告及びその附属明細書)について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討いたしました。

4. 監査意見

① 事業報告等の監査結果

一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

③ 県及び古賀市による指導監査指摘事項改善状況

改善されている事を認めます。

監査報告書
(久保保育園拠点区分)

社会福祉法人 穂積会
理事長 井手 久 殿

平成 29 年 5 月 29 日

監事 谷口 一馬



監事 芦刈 周平



私たち監事は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度の理事の職務の執行について井手久理事長、ほづみ保育園園長井手道子、久保保育園園長井手由紀子立会のもとに監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 27 日(土)13 時より 15 時

2. 場所 久保保育園

3. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上のことにより、当該会計年度に係る事業報告等(事業報告及びその附属明細書)について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討いたしました。

4. 監査意見

① 事業報告等の監査結果

一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

③ 県及び古賀市による指導監査指摘事項改善状況

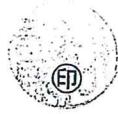
改善されている事を認めます。

監査報告書
(ほづみ保育園拠点区分)

社会福祉法人 穂積会
理事長 井手 久 殿

平成 29 年 5 月 29 日

監事 谷口 一馬



監事 芦刈 周平



私たち監事は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度の理事の職務の執行について井手久理事長、ほづみ保育園園長井手道子、久保保育園園長井手由紀子立会のもとに監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 27 日(土)10 時より 12 時

2. 場所 ほづみ保育園

3. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上のことにより、当該会計年度に係る事業報告等(事業報告及びその附属明細書)について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討いたしました。

4. 監査意見

① 事業報告等の監査結果

一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

③ 県及び古賀市による指導監査指摘事項改善状況

改善されている事を認めます。